（前のページより続き）

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
特殊法人等
特定計量器型式承認関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分、無縁墳墓等改葬関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇農業経営基盤強化促進法施行令等の一部を改正する政令（政令第八〇号）（農林水産省）

一　農業経営基盤強化促進法施行令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正関係

東日本大震災により被害を受けた者に対する青年等就農資金の貸付けの特例等の適用期間を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（第一条関係）

二　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正関係

農業改良資金融通法の特例等の適用期間を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（政令第八一号）（経済産業省）

1　再商品化等を実施すべき量に関する基準を見直すこととした。（第三条関係）

2　施行期日

この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

政　令

農業経営基盤強化促進法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十号

農業経営基盤強化促進法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十三項、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第五条第二項、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第六条第二項、獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十五条第二項、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第二項、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第十一条第二項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百十条第一項、第百十一条、第百十二条第一項、第百十七条第一項、第百二十条、第百二十一条第一項、第百二十二条第一項、第百二十三条第一項、第百二十四条及び第百二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（農業経営基盤強化促進法施行令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

一　農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）附則第五項

二　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）第七条から第十一条までの規定

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第二条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項、第九条第二項及び第十一条第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第十二条第二項を次のように改める。

2　法第百二十一条第一項の政令で定める日は、平成二十八年三月三十一日とする。

第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十七条第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　林　芳正

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十一号

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の表第一号中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同表第二号中「百分の五十」を「百分の七十四」に改め、同表第三号中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同表第四号中「百分の六十五」を「百分の八十二」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

経済産業大臣　宮沢　洋一

環境大臣　望月　義夫

内閣総理大臣　安倍　晋三